

大和市告示第49号

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成23年大和市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「保護者等」の次に「（病児又は病後児（大和市病児保育事業実施要綱（平成25年大和市告示第50号）第2条に規定する対象児童に該当する児童（当該児童の援助ができる支援会員がいる場合に限る。）をいう。以下「病児等」という。）の保護者等を含む。）」を加える。

第6条中「1人以上」を「2人以上（土曜日及び日曜日は1人以上）」に改める。

第8条第1項第1号カ中「買い物等」を「買物等」に改め、同号ク中「児童等」の次に「（病児等を含む。）」を加え、同号中クをコとし、キの次に次のように加える。

ク 病児等を預かること。

ケ 病児保育施設等までの送迎を行うこと（病児等に限る。）。

第8条第1項第2号エ中「買い物」を「買物」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。